

空き家を有効活用しませんか

空き家バンクを通じた空き家の売買・賃貸・片付けなどに補助金を支給します！

令和6年度鶴田町空き家バンク活用促進事業補助金

空き家の増加抑制と移住・定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクに登録された町内の住居物件の売買や賃貸成約を奨励する他、登録物件の改修、家財道具の処分等費用の一部を補助します。

●対象物件

現に人が居住・使用していない戸建て住宅・敷地で空き家バンクに登録された物件
※倒壊や衛生上有害のおそれ、管理不適切により景観を損なっている状態にある空き家は対象外です。

●補助対象者・補助額

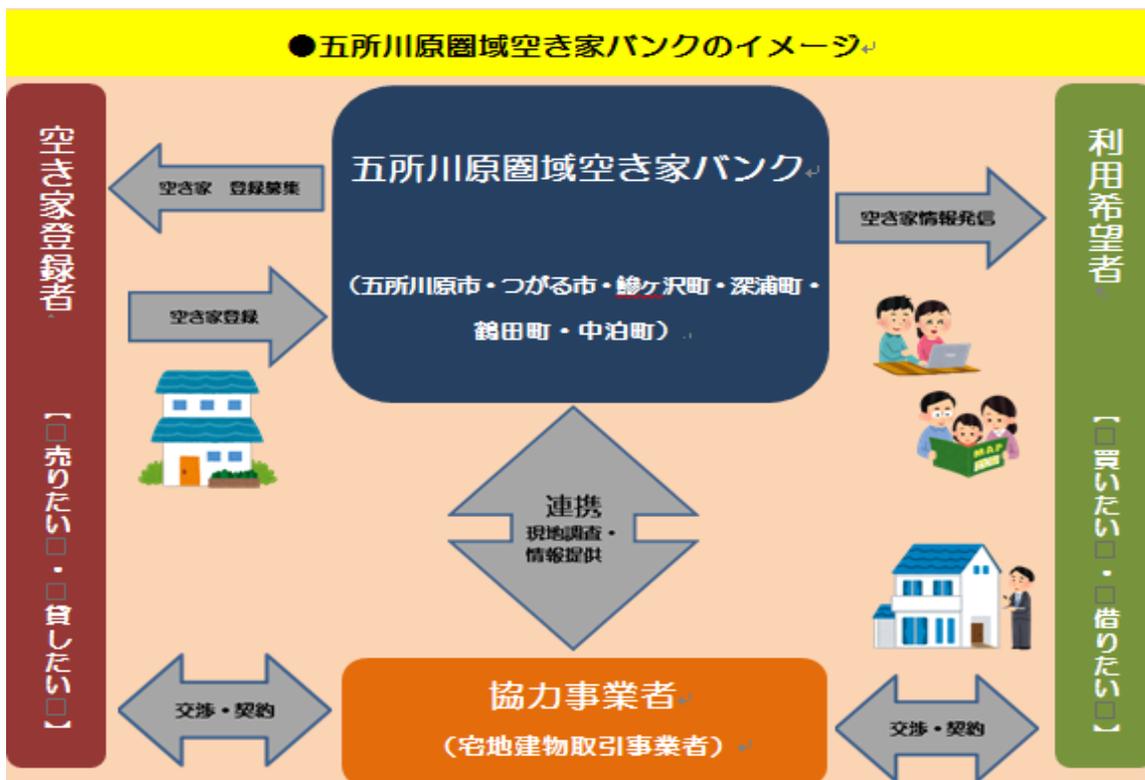
裏面をご覧ください。

●申請期間

令和7年3月31日（月）まで ※予算額に達し次第受付終了となる場合があります。

●その他

諸条件があります。詳細や申請方法は直接お問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。



空き家バンクは、空き家を「売りたい、貸したい」方の物件を、「買いたい、借りたい」方に紹介する仕組みです。町では、**五所川原圏域空き家バンク**に参加し、五所川原圏域定住自立圏（五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町）における移住定住促進や空き家の流動化に取り組んでいます。

■問い合わせ・申込先 企画交流課 交流係 TEL：0173（22）2111（内線263）

裏面もご覧ください

令和6年度鶴田町空き家バンク活用促進事業補助金

補助金区分	補助対象者	補助対象経費	補助金の額	主な添付書類
賃貸借促進補助金	空き家を ・貸す人	賃貸料（最大1年間）	経費の 1/5 以内 （上限 5 万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸借契約書の写し ・ 登記事項証明書の写し ・ 納税証明書 ・ その他
売却促進補助金	空き家を ・ 売る人	売却代金	経費の 1/10 以内 （上限 10 万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買契約書の写し ・ 登記事項証明書の写し ・ 納税証明書 ・ その他
改修等補助金	空き家を ・ 買う人 ・ 借りる人※ ※所有者が承諾した場合	契約1年以内の増築、改修、修繕 (1) 天井、壁、床、畳の張り替え (2) 屋根及び外壁の塗装等 (3) トイレ、浴室、台所等の設備改修 (4) 建物附属設備（給排水管等）の改修 (5) 下水道、合併浄化槽等の工事 (6) 空き家の耐久性を高める工事 (7) その他	経費の 1/2 以内 ・ 移住世帯の場合 （上限 30 万円） ・ 移住世帯以外 （上限 20 万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買（賃貸借）契約書の写し ・ 登記事項証明書の写し ・ 工事等の見積書の写し ・ 工事等の内容が分かる書類 ・ 着工前の写真 ・ 納税証明書 ・ その他
片付け補助金	空き家を ・ 売る人 ・ 買う人※ ・ 借りる人※ ※所有者が承諾した場合	家財道具等処分（業者への手数料等） (1) 廃棄物の処分費 (2) 遺品整理作業費 (3) ハウスクリーニング費 (4) 不用物の解体費・撤去費 (5) その他	経費の 1/2 以内 （上限 10 万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売買（賃貸借）契約書の写し ・ 登記事項証明書の写し ・ 片付けの見積書の写し ・ 片付けを行う前の写真 ・ 納税証明書 ・ その他

手続きの主な流れ

